

内閣参質一八九第九号

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の「これらのこと態」が具体的にどのような事態を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「暴力行為を伴う海上保安官による警備活動」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、海上保安庁は、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項の規定に基づき、海上の安全及び治安を確保するための業務を適切に行っているものと考えている。

